

「第60回人権週間」について

福祉課 内線313

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関などの協力を得て、「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきました。今年も、12月4日から10日までを「第60回人権週間」として、啓発活動を実施します。

平成20年度啓発活動重点目標は、
「《世界人権宣言60周年》
育てよう 一人一人の 人権意識
— 思いやりの心・かけがえのない命を大切に —」
です。

湯河原町人権擁護委員会は、人権週間中、駅前の大型LED表示装置により、平成20年度啓発活動重点目標を放映し、次の啓発活動を実施します。

1 街頭啓発活動

【日 時】12月8日(月)16:00～
【場 所】JR湯河原駅前及びヤオハン店頭
【啓発内容】啓発物品及びチラシなどの配付

2 特設人権相談室

日常の心配ごと、法律のこと、その他困って人に言えないことがありましたら、お気軽にご利用ください。なお、相談室で話された内容は、法律により秘密が守られますので、ご安心ください。

【日 時】12月10日(水)13:00～16:00
【会 場】宮下会館 福寿室

○湯河原町人権擁護委員

浅田 勤(吉浜) 杉山 里美(宮上)
鈴木 真一(鍛冶屋) 古屋トシ子(中央)
飛田 功(門川) 深澤 昌光(宮下)

3 人権映画会

人権週間にちなんで、ハンセン病患者の人権問題を扱った映画を上映します。文部科学省の特別選定作品に選ばれた作品です。ぜひ、ご覧ください。

【作 品 名】「新・あつい壁」

～差別と偏見の向こうに

若者がみた真実とは～

【日 時】12月12日(金)

開場 13:00～

開演 14:00～

【会 場】湯河原観光会館 大会議室

入場無料



人権侵害啓発週間

毎年12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

福祉課 内線313

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。国及び地方公共団体の責務などが定められるとともに、毎年12月10日

から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての关心と認識を深めていくことが大切です。